

# 隠岐の島町新庁舎建設基本設計プロポーザル 参加表明書等作成要領

## 1. 参加表明書等の提出方法

### (1) 書式等

- ① 参加表明書等は、全て片面使用とし、用紙の大きさは「日本工業規格 A 4 又は A 3」とします。A 3 については、折り込み添付とする。
- ② 使用する文字のフォント及びポイントは自由とする。
- ③ 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単価は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位に限る。

### (2) 提出方法

- ① 事務局まで持参又は郵送（配達証明つき書留郵便に限る。）により行う。
- ② 電子メールによる提出は受理しません。
- ③ 提出された参加表明書等の書類は返却しません。
- ④ 参加表明書

## 2. 参加表明書等作成における注意事項

### (1) 参加表明書

- ① 設計共同企業体の場合は設計共同企業体協定書の写しを添付すること。

### (2) 中国地方にある本店・支店・営業所等

- ① 中国地方にある本店・支店・営業所等について記入する。
- ② 建築事務所としての登録がなくてもかまいません。

### (3) 設計事務所の技術職員数・資格

- ① 企業（国内全店）に所属する技術職員数及び有資格者数を記入する。
- ② 複数資格を有する者については、主たるもの一つについて記入すること。
- ③ その他（技術者）とは、各分野に関する国家資格、民間資格等の有資格者をいう。
- ④ 設計共同企業体の場合は構成企業についても提出すること。

### (4) 設計事務所の主要業務実績

- ① 6. 参加条件(2)に該当する業務実績を含めた、延べ床面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上の同種施設又は類似施設<sup>※1</sup>の設計業務実績を記入すること。

※1 「同種施設の設計業務」とは、区市町村の本庁舎（議場を含む）の基本及び実施設計業務とし、「類似施設の設計業務」とは H21 国土交通省告示第 15 号別添

二の四類型 第2類に分類される建築物の基本及び実施設計業務とします。

- ② 契約が基本設計と実施設計に分かれている場合は、両方の業務名及び業務期間を一業務欄に記入すること。
  - ③ 受注形態には、単独、JVのいずれかを記入すること。
  - ④ 区分は、同種施設、類似施設のいずれかを記入すること。
  - ⑤ 実績が複数ある場合には最大5件記載すること。
- (5) 管理技術者の業務実績、主任技術者の業務実績
- ① 延べ床面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上の同種施設又は類似施設の設計業務実績を記入すること。
  - ② 契約が基本設計と実施設計に分かれている場合は、両方の業務名及び業務期間を一業務欄に記入すること。
  - ③ 業務実績の携わった立場には管理技術者、主任技術者、担当者及びこれらに準ずる立場を記入すること。
  - ④ 区分は、同種施設、類似施設のいずれかを記入すること。
  - ⑤ 実績が複数ある場合には5件記載すること。
- (6) 受託した場合の担当チーム編成
- ① A4版とします。縦横及び様式は問いません。
  - ② 協力事務所を含めた取り組み体制が分かるように記入すること。
- (7) 協力事務所の内容等
- ① 業務の一部を再委託する場合、記入して下さい。